

<地域高等教育機会確保特例制度関係>

全般について

Q1. 制度の趣旨はどのようなものですか。

A1. 大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれや、地域の人材需給のバランスの崩れが地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがあります。

このため、更なる高等教育機関間の連携の取組を推進し、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る観点から、認定を受けた大学（専門職大学、短期大学、専門職短期大学を含む。以下同じ。）に、大学設置基準等の規定によらない取組を認めるものです。

Q2. 設置基準等における本特例制度関係の各規定が必ずしも具体性がないようにも思われ、制度が恣意的に運用される可能性があるのではないのでしょうか。

A2. 本特例の認定に当たっては、大学設置、大学教育等に見識を有する者から構成される有識者会議（教育課程等特例制度等運営委員会（以下「運営委員会」という。）の公正な審査等を経ることとしており、恣意的な運用にはならないものと認識しています。

なお、認定後は年1回の実施状況報告が必要となるほか、万が一、運用に問題点等が疑われる場合の報告徴収や認定取消しの規定を設けています。

Q3. 大学を新設する場合に、特例制度の認定を併せて申請できるのでしょうか。また、学部等の組織再編に合わせて、特例制度の認定を申請できるのでしょうか。

A3. 機関別認証評価を受審した上で、適合認定を受けていることを要件としているため、新設の大学は、この適合認定を受けるまでは本特例の対象外となります。学部等の組織再編を検討している場合は、開設予定年度と合わせて特例制度の始期を設定し、認定を申請することは可能です。

Q4. 本特例制度の認定申請と、大学の設置認可の申請との関係はどうなっていますか。

A4. 両申請は別の手続となりますので、それぞれの観点から審査を行い、認定・認可がなされることとなります。

Q5. 特例を申請するに当たり、期間を定めることになっているのはなぜでしょうか。また、当該期間の終了時に特例対象学部の途中年次に在学している学生は、期間終了に伴い特例として認定された地域高等教育機会確保に資する教育を受けられなくなってしまうのでしょうか。

A5. 本特例制度は、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図るために創設されたものであり、地域によって異なる事情の中で、アクセス確保に要する期間設定を行っていただくことを念頭に、このような規定が置かれているところです。延長を希

望する場合は、延長申請をすることも可能です（運営委員会による審査等を経て、再び認定を受けることが必要。）。また、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を実施している学部等に、その実施期間中に入学した学生がいる間は、当該取組（教育プログラム）を実施することは可能です（ただし、特例対象規定の適用関係については事前に十分御確認ください）。

Q6. 地域高等教育機会確保例制度の申請は、必ずしも大学全体ではなく、特定の学部・学科等に限った形で行うこととしても差し支えないと考えてよいでしょうか。また、大学院は今回の特例制度の対象外ということになるのでしょうか。

A6. お見込みのとおりです。地域高等教育機会確保例制度の認定を受けた大学等（地域高等教育機会確保特例認定大学等）は、学内全ての組織で直ちに全ての特例対象規定によらない教育活動が行えるわけではなく、自ら申請した「学部等」「特例対象規定」と、認定を受けた「認定期間」の範囲内で、地域における高等教育の機会の確保に資する取組の実施が可能となります。例えば、複数の学部等を対象とすることを希望する場合は申請時に含めるか、別申請としていただくことが必要となります。また、大学院は今回の特例制度の対象外です。

Q7. 地域高等教育機会確保例制度について、特例対象学部とそれ以外の学部が生じることとなることが想定され、学則上の適用規定を書き分ける必要があるのでしょうか。

A7. 本特例制度の活用にあたっては、在学生や入学希望者等に対する配慮の観点から、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表することが必要となります。なお、地域における高等教育の機会の確保に資する取組は学位プログラム単位で実施することが想定されることから、学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）の単位で申請を受け付けることとしていますが、制度上は複数の学部や全学による申請も可能です。ただし、学部等の一部に限って地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うことは認められませんので、必ず学部等を最小単位として申請してください。

機関要件について

Q8. 地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程（令和7年文部科学省告示第143号。以下「認定規程」という。）において、いわゆる機関要件として「教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること」とされていますが、具体的にどのような点が確認されるのですか。

A8. 大学の内部質保証の体制整備について、大学のホームページにおける掲載情報等のほか、認証評価で改善等が指摘されている場合には、当該指摘とそれへの対応状況の提出を求めるとしてあります。

Q9. 認定規程において、いわゆる機関要件として「教育研究活動等の状況を積極的に公表していること」とされていますが、具体的にどのような点が確認されるのですか。

A9. 大学の積極的な情報公表について、「教学マネジメント指針」に示された情報公表事項の例を参考にしつつ、大学として特に積極的に行っている情報公表の内容の記載を求めることとされています。

Q10. 認定規程において、いわゆる機関要件として、申請の日前五年以内において「法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと」がないこととされていますが、具体的にどのようなことですか。

A10. 大学の設置者として法令違反等を行っていないことをいいます。役員等の個人が行った法令違反等であっても、業務との関連性が認められるものは、ここでいう法令違反等に含まれます。違反対象の法令としては、主に学校教育関連法令を想定していますが、例えば労働基準法違反も含め、事業者として適用される全ての法令が対象となります。

なお、上記のような法令違反全般や寄付行為等違反に関し、現在は是正されている一時的な基準違反などの場合は、その内容や改善状況等を審査において確認し、改善等が図られていると認められるときは、ここでの欠格事由とはしません。

Q11. 認定規程において、いわゆる機関要件として、申請の日前五年以内において「財政状況が健全でなくなったこと」がないこととされていますが、具体的にどのようなことですか。

A11. 財政状況が健全でなくなったこととは、国公立を除く大学について、次のいずれにも適合することをいいます。ただし、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、特別の事情がある場合については、この限りではありません。

ア その設置者の申請の日の属する年度の前3か年度の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が連続してマイナスであること。

イ その設置者の申請の日の属する年度の直前の貸借対照表の「運用資産と外部負債の差額」がマイナスであること。

Q12. 認定規程に関する実施要項において、「財務状況が健全でなくなったこと」に関する記載の中で、「特別の事情がある場合については、この限りでない」とありますが、具体的にどのようなことですか。

A12. 特別な事情とは、例えば地域関係者から大学・学生に対する具体的な支援があり、当該支援も考慮すれば、財政状況が健全でないとは言いえない場合を想定しています。

Q13. 認定規程において、いわゆる機関要件として、Q10・Q11のほか、申請の日前五年以内において「教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと」とされていますが、具体的にどのような例を想定していますか。

A13. 例えば、不適正な管理運営により私学助成が全額不交付となった場合などを想定していません。

申請計画書について

Q14. 認定規程において、「地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情」が明らかにされていることとありますが、具体的にどのようなことですか。

A14. 地域にとって真に必要な高等教育への機会を確保する観点から、認定を受けようとする大学のみが必要と判断するのではなく、協議会（大学設置基準第 58 条第 1 項等に規定する協議会「地域構想推進プラットフォーム」のうち届出のあったもの）等においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされている旨を明らかにしてください。

また、地域高等教育機会確保に資する教育の実施について、地域における高等教育の状況や、協議会等の意見に触れつつ、地域においても当該大学による地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要とされていることが分かるように具体的に記載してください。

(例)

- ・地域の人材需要等を踏まえ、協議会において、認定を受けようとする大学が地域の社会・生活基盤を支える人材育成機関として位置づけられるなど地域にとって真に必要な高等教育機関である。
- ・認定を受けようとする大学の果たす役割に鑑み、協議会の構成員から支援策が講じられるなど緊要性が認められる。

Q15. 複数の特例対象規定を組み合わせて申請することは可能ですか。

A15. 可能です。申請計画書に、特例対象規定とする条項を全て明記いただくようお願いいたします。

Q16. 認定規程において、「他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容」が明らかにされていることとありますが、具体的にどのようなことですか。

A16. 地域高等教育機会確保に資する教育について、他の大学と連携して実施する教育活動の内容のほか、他の大学との役割分担や、教員等も含めた教育実施体制の確保、成績評価の際の留意点等の観点も具体的に記載してください。

Q17. 認定規程において、「申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること」とされていますが、本特例制度の申請要件として、大学等連携推進法人の組織化は必要ですか。

A17. 基本的には大学等連携推進法人制度を活用いただくこととしていますが、同法人の設立に時間を要するというのであれば、申請時に設立されていなかったとしても、今後設立予定としていただくことで問題ありません。

Q18. 認定規程において、「大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること」とされていますが、「これに類する組織」とは具体的にどのようなものですか。

A18. 例えば、同一法人内における大学同士など、大学等連携推進法人として認定されない場合などを想定しています。

Q19. 認定規程において、「協議会の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されると見込まれること」とされていますが、本特例制度の申請要件として、協議会の設置は必要ですか。

A19. 協議会（地域構想推進プラットフォーム）の設置は必要です。本特例制度では、地域高等教育機会確保特例認定大学の認定を受けようとするに際し、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会について定める件（令和7年文部科学省告示第144号）に基づく届出のあった協議会の意見を勧案することとなっています。原則、本特例の認定申請より前に協議会の届出を行ってください。

申請手続・スケジュール関係

Q20. 申請に当たってどのような書類を準備すればよいのでしょうか。また、これらの書類の作成要領等は示されているのでしょうか。

A20. 申請書、申請計画書及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類を作成してください。具体的な記載の方法等については、「地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程に関する実施要項」（令和8年3月6日文部科学省高等教育局長決定）のほか、解説資料や本Q&Aも併せてご確認ください。なお、具体的な申請手続については、「地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定の申請等について」（令和8年3月6日付け文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡）をご確認ください。

Q21. 申請計画書の作成に当たり、フォントサイズの変更や、アンダーラインの追加等を行うことは可能でしょうか。

A21. 可能です。ただし、申請計画書は4ページ以内を目安としているところ、フォントサイズを極端に変更することは避けていただくようお願いします。

Q22. 申請に当たって、事前に相談することはできますか。

A22. 可能です。詳細は「[Web相談の受付](#)」からご確認ください。

Q23. 連携する複数大学が特例対象規定の規制緩和を行いたい場合、共同（連名）で申請する必要がありますか。

A23. 大学毎に申請いただくことも、共同（連名）により申請いただくことも可能です。

Q24. 認定の申請後、審査はどのような手順で、また、どのような観点から行われるのでしょうか。

A24. 審査については、文部科学省における申請計画書等の確認の後、運営委員会における書面審査（必要に応じて面接審査も実施）を経て、運営委員会として認定の可否の判定を行います。運営委員会は、審査過程で改善点等を指摘するほか、「不可」の判定を行う際、その理由及び改

善点等の指摘事項を付すこととなります。運営委員会の判定（審査結果）を踏まえ、文部科学大臣が認定（不認定）を行います。

審査の観点としては、申請計画書について、記載すべき内容が明らかにされているかといった点のほか、本取組の申請目的と、本取組による地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容とが整合的かといった記載項目横断的な点を確認することとなります。詳細は[解説資料](#)をご確認ください。

その他関係

Q25. 認定を受けた後で、申請計画書の内容を変更することは可能でしょうか。

A25. 可能です。ただし、地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及び特例対象規定を変更する場合には、運営委員会による審査等を経て、再び認定を受けることが必要となります。これら以外の項目を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければなりません。なお、申請計画書の内容に影響しない誤字脱字等の修正等については、届出も不要です。

Q26. 特例制度の対象として一度認定されても、その後、取消しを受けることもあるのでしょうか。

A26. 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなった場合等には、一度受けた認定が取り消されることもあり得ます。認定が取り消された場合も、認定期間中に入学した学生がいる間は、当該取組を実施することは可能です。

Q27. 認定規程において、地域高等教育機会確保特例認定大学等が作成し提出することとされている「実施状況報告書」は、どのように作成したらよいのでしょうか。

A27. 毎計画年度（認定期間をその開始の日から1年ごとに区分した各期間）、申請計画書に記載の取組について、具体的な実施状況を記載したものを作成してください。なお、インターネットの利用により、実施状況報告書に記載すべき事項を公表している場合には、ウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって実施状況報告書の提出に代えることができます。